

令和元年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月13日(採決)

令和元年 第3回 定例会 会議録

日時 令和元年9月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長補佐	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	栗原俊孝	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月6日に行いました一般質問において、その内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

まず、藤木議員と横山議員の一般質問において、一部取り下げを行っております。その他、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

再度申し上げますが、会議録作成にあたり、一部聞き取れない言葉などがあります。発言に際しては、常に録音されていること認識し、最大限マイクに近づき、ゆっくり、かつ、明瞭に発言するようお願いいたします。ご協力ありがとうございました。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第64号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第64号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、一部改正が必要な条例を改正するものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第65号「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第65号「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、勤務条件等を定めるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用・服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありませんか。ないようですので、討論を終結

し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第66号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第66号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、実施区域内で、変更となる住所について改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和元年11月2日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４、議案第６７号「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第６７号「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が平成３１年４月１７日に公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年１１月５日から実施されることから、所要の規定を整備するため、篠栗町印鑑条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、住民基本台帳の記録に旧氏の記載が追加されることに伴い、印鑑登録に係る事項に旧氏の追加を行うものであります。

なお、本条例は、令和元年１１月５日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第６７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５、議案第６８号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第68号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、時間外勤務手当額の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算定について、現在、常勤の職員に係るものとなっているものを、短時間勤務職員にも適用するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、一部規定については、令和元年12月14日から施行されます。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第69号「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第69号「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、幼児教育無償化に伴い、篠栗町立幼稚園に入園した幼児に係る入園料及び授業料を無料とするものであります。

なお、本条例は、令和元年10月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第70号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第70号「篠栗町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、同法において、施設等利用給付が新設され、同法中の表記、支給認定が教育保育給付認定と改められることに伴い、本条例中の関連表記を改めるものです。

なお、本条例は、令和元年10月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第71号「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第71号「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗駅東側自由通路整備事業において、新設される篠栗駅北側駐輪場の位置を定めるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。また、住居表示の実施により、住所の変更を行うため、併せて改正を行うものであります。

なお、この条例は、10月15日から施行し、一部規定については、令和元年11月2日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第72号「篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第72号「篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、所要の規定を整備するために、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、消防団員の欠格事項である成年被後見人又は被補佐人を削除するものであります。

なお、この条例は、令和元年12月14日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第73号「工事請負変更契約の締結について」篠栗駅東側自

由通路線周辺整備（その２）工事を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 73 号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、篠栗駅東側自由通路線周辺整備（その２）工事について、変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な変更内容は、北側交通広場のシェルターの材質が不燃材へ変更になったことによる増工、役場駐車場花壇と街路灯の増工、役場から篠栗駅までの歩道整備の増工、JR 線路近接工事による列車見張り員等の増工であり、工事費 584 万 7,120 円を増額し、総額 8,749 万 5,120 円に変更契約を締結しようとするものであります。

当委員会の中で、「不燃材への変更や見張り員等の増工は、当初からわからなかったことなのか」等の質問がありましたが、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（横山 和輝） 議長。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。反対討論ですね。

○議員（横山 和輝） 議席番号 2 番、横山和輝でございます。

私は、本議案に、次のような理由で反対いたします。

本案は、篠栗駅東側自由通路線周辺整備工事を約 584 万 7,000 円強増額し、変更契約を行うために提出された議案であります。

変更内容に北側交通広場のシェルターの材質を、施工中に福岡県からの指摘を受け、不燃材に変更したことにより、増額の必要が生じたとの説明がありましたが、施工前に関係部局との十分な協議を行っていなかったコンサルタントの過失を全て町が負う必要があるのか甚だ疑問に思います。また、JR 線路接近工事による列車

見張り員等の増工についても、コンサルタントはJR九州傘下のコンサルタントであり、当初から見張り員等に関してはシビアに詰めていたと思われませんが、実際はそうはなっていたことについても、コンサルタントとの責任を強く求めるべきと考えます。今後は、コンサルタントに対し厳しい対応を取ることを強く求める意味で、本案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 引き続き、賛成討論はありますか。はい、松田議員。

○議員（松田 國守） 議席番号11番、松田でございます。

議案第73号について、賛成の立場で討論いたします。

今回の変更内容は、福岡県土整備事務所の判断の誤りが生じた、北側交通広場シェルターの屋根部分の不燃材への変更や、JR線路に近接する部門の工事について、発注後にJR筑豊篠栗鉄道事業部の指示による列車見張り員等が必要となったことによるものなど外的な影響が大半と言えます。

設計コンサルの責任を問う声もありますが、今回の変更はコンサルの責任を問うものではなく、致し方ないものと考えられます。

篠栗駅東側自由通路やその周辺整備は、篠栗町の顔とも言える玄関口の整備です。安全・安心を担保するとともに駅利用者の利便性を上げることや景観の向上を図る必要があります。これらをかなえるために、議案第73号は、不可欠な議案であります。

以上のことから、本議案について、私は賛成の意を表し、賛成討論といたします。

○議長（阿部 寛治） 引き続き、反対討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第74号「工事請負変更契約の締結について」篠栗北地区産業団地土留擁壁築造工事を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第74号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地土留擁壁築造工事について、変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な変更内容は、盛土工を行うことで発生する円弧すべりを抑止する地盤改良工の増工、掘削土を仮置きするヤードが近隣になかったため、仮置き可能な場所までの場内運搬が必要になったことによる運搬費の増工、工事費5,206万4,640円を増額し、総額4億90万4,640円に変更契約を締結しようとするものであります。

当委員会の中で、仮置きヤードや残土処理の件で多くの質問が出されました。また、予算組みに問題があると反対討論も出ましたが、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいま委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

はい、横山議員。反対討論をお願いします。

○議員（横山 和輝） 議席番号2番、横山和輝でございます。

私は、本議案に反対いたします。従って、その反対理由の説明を行いたいと思います。

本案は、篠栗北地区産業団地土留擁壁工事を5,200万円強増額し、変更契約を行うため提出された議案であります。主な変更内容に、掘削土を仮置きするヤードが近隣なかったため、当初の契約には、掘削土の運搬費用が計上されず、今回改めて計上されたものがあります。ご承知のとおり、本産業団地開発事業は、議会としても、収支のバランスを特に重要視しておりますが、その思いをあざ笑うかのように、初めからかなりの工事費が必要であることがわかっていながら、工事を今回変更で増額理由に上げることが許しがたいことであると考えます。従って、本議案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 続きまして、賛成討論はございませんか。

はい、松田議員。

○議員（松田 國守） 議案第74号について、賛成の立場で討論を行います。

本定例会に付議された議案第74号「工事請負変更契約の締結」は、総務建設委員会では、賛成多数となりました。

このことは、篠栗北地区産業団地開発整備事業における進出企業の安全・安心を担保するための重要な事業であるとの認識が示されたものだと考えます。

確かに、想定されてなかった費用がかさんでいるのは事実ではありますが、ボーリング調査で土中の状況を完全に把握するには困難なことや、本来実施しなければならない工事であることから、必要不可欠であると考えます。このようなことから、進出企業が安心して、速やかに操業に繋がることを考えますと、重要な議案であると考えます。令和2年4月末の竣工まであと残り7か月半、いよいよ当該産業団地の形状から現実味が出てきたと感じております。速やかに進出企業に引き渡しを行うことが、持続可能なまちづくりに近づくものと考え、本議案について私は賛成の意を表し、賛成討論といたします。

○議長（阿部 寛治） 引き続き、反対討論はございませんか。

賛成討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第75号「工事請負変更契約の締結について」篠栗北地区産業団地2号調整池築造工事を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第75号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地2号調整池築造工事について、変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な変更内容は、2号調整池本体を施工する際、掘削時に湧水が確認され、常時排

水が必要となったことによる水替工の増工、掘削時に土質が脆弱であり、県道を通行する車両の振動や雨水により、掘削法面の崩壊が懸念されることによる法面の補強を行うための増工であり、工事費1,490万1,700円を増額し、総額1億9,709万7,700円に変更契約を締結しようとするものであります。当委員会の中で、水替工の増工やポンプ排水の件について、資料を求める等、多数の意見が出されましたが、採決の結果、賛成多数にて、原案とおりに可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

反対討論、横山議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号2番、横山和輝でございます。

私は、本議案に次のような理由で反対します。

本案は、篠栗北地区産業団地2号調整池築造工事について、1,490万円強を増額し、変更契約を行うため提出されたものであります。

主な変更理由に、2号調整池本体を施工する際、掘削時に湧水が確認され、常時排水が必要となったことによる水替工増額のためとの説明がありましたが、掘削時における水替は、湧水が発生するしないに係わらず、降雨のこともあり、積算において共通仮設費として費用が計上されています。ですから、特別に湧水の量が多い場合等の理由以外で増額されることはないと考えております。実際使われたポンプを写真で確認すると、ポンプは非常に小型であり、これらの費用は、経費の中に計上済みと考えるのが妥当と考えます。従って、今回の変更契約に水替工の増額分を加えることは不適切であると判断し、本案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

はい、松田議員。

○議員（松田 國守） 議席番号11番、松田でございます。

議案第75号について、賛成の立場で討論いたします。

本定例会に付議された議案第75号の「工事請負変更契約の締結」も総務建設委員会では賛成多数となりました。

2号調整池築造工事は、篠栗北地区産業団地からの雨水排水の影響を抑える重要な施設であることから、津波黒地区の安全を担う重要な施設であると認識が示さ

れたものと考えます。

確かに、想定されていない事象が起きているところでありますが、湧水の発生や県道を通行する車両の振動等で、施工箇所周辺の崩壊を回避する必要が生じたのは想定外であったと言えます。特に、ボーリング調査で、土中湧水を把握するには、困難なことと、湧水により調整池の築造に支障を来すことから、これらの対応は必要不可欠なものと考えるところであります。

これらのことから、進出企業はもちろんのこと、津波黒地区の安全性向上のためにも、重要な議案であると考えます。

このようなことから、本議案について、私は賛成の意を表し、賛成討論といたします。

○議長（阿部 寛治） 引き続き、反対討論はございませんか。はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 12番、荒牧でございます。先ほど来、74、75ですかこれ、聞いておりますと、一つひとつの事象について、私、さっき2議案、これも反対に回りますが、1個1個の事象に対して反対しているのではなく、例えば、残土置き場が重複していて置き場所がなくなったので移動しなくちゃいけないとか、今回のボーリングを事前にちゃんとやっていれば、県道部分の土がどの程度のものだったかとかいうのはわかると思うんですが、ただ今回は、JV方式を取っておりませんで、コンダクター指示者がいないとなると、町が当然責任を持って町長以下、担当の皆さん方で、そこをきっちり責任持って遂行していれば、不測の事態ではなしに、予想の範疇内の事を最終的に予算化して持ってきているというような格好になってますんで、私としては、一つひとつの事象が予定していたとか、できなかったとかいう問題じゃなくして、工事の進め方自体にどこに責任の所在があるか、町はしっかり自分ところが責任母体であるとしたら、その責任の所在をはっきりさせるべきという、その意味から先ほどの意見も加えて、申しわけないですが、その意味からしっかり反対をさせていただきます。終わります。

○議長（阿部 寛治） 賛成討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第76号「平成30年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第76号「平成30年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額99億3,234万7,158円、歳出総額97億618万6964円、歳入歳出差引額2億2,616万194円です。

翌年度へ繰り越すべき財源は、継続費通次繰越額1億5,882万8,461円、繰越明許費繰越額1,655万5,065円、実質収支額は、5,077万6,668円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第77号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第77号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額28億4,801万3,229円、歳出総額29億6,822万3,602円、歳入歳出差引額マイナスの1億2,021万373円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、マイナスの1億2,021万373円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第77号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第15、議案第78号「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第78号「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額4億105万9,832円、歳出総額3億8,765万3,056円、歳入歳出差引額1,340万6,776円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、1,340万6,776円であります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第78号は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。日程第16、議案第79号「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第79号「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額11億6,560万1,550円、歳出総額10億4,901万8,936円、歳入歳出差引額1億1,658万2,614円です。翌年度へ繰り越すべき財源は、継続費通次繰越額475万2,000円、繰越明許費繰越額421万9,345円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第79号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第17、議案第80号「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第80号「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて

同法第30条第4項の規定により、平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計の決算額、収益的収入額9億4,152万2,896円、収益的支出額8億6,447万5,886円、資本的収入額4億5,292万6,000円、資本的支出額6億105万1,827円であります。なお、同法第26条の規定による繰越額は1億3,550万円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第80号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第18、議案第81号「平成30年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○決算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。議案第81号「平成30年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条4

項の規定により、平成30年度篠栗町水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計の決算額、収益的収入額5億1,762万94円、収益的支出額5億5,982万2,616円、資本的収入額7,550万円、資本的支出額1億7,932万307円であります。なお、同法26条の規定による繰越額は2,804万6,440円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第81号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第19、議案第82号「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。議案第82号「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億1,033万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ103億4,957万1,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第83号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第83号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,954万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,242万1,000円とするものです。全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 83 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 21、発議第 3 号「天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議について」を議題といたします。

発議第 3 号は、事務局長に朗読させます。

佐伯事務局長。

○事務局長（佐伯 和久） 発議第 3 号令和元年 9 月 13 日

篠栗町議会 議長 阿部 寛治 殿

提出者 篠栗町議会 村瀬 敬太郎

賛成者 議員全員です。

「天皇陛下御即位奉祝賀詞に関する決議」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

賀詞

天皇陛下におかせられましたは

風薫る佳き日にご即位あそばされ

日本国及び日本国民統合の象徴として

皇位を継承なされますことは 誠に慶賀に堪えません

世界の平和と我が国の繁栄が一層進展し

令和の世が幾久しく続きますよう

心から祈念申し上げます

ここに篠栗町議会は篠栗町民を代表して

謹んでお祝いを表します。

令和元年 9 月 13 日

篠栗町議会

○議長（阿部 寛治） 本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います

す。

発議第3号について、本案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があればお受けいたします。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑は終わります。

次に、お諮りいたします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。ここで、町長何か発言することがありましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和元年第3回定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、糟屋郡公平委員会委員の選任について、篠栗町教育委員会委員の任命について等、人事案件6件。会計年度

任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例はじめ条例の制定について、9件。工事請負変更契約の締結について、3件。平成30年度一般会計、特別会計の決算の認定について、4件。流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定、水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、2件。一般会計、特別会計における令和元年度補正予算2件の上程いたしました26議案につきまして、可決・認定いただきましたことに感謝いたします。

昨年同様、平成30年度決算について、様々なご意見をいただきました。町民の皆様は税金をはじめ、地方交付税、国県補助金等を主な原資として、まちづくり全般に効率的に有効活用して業務の執行を行ってまいりましたが、果たして適正に予算配分されていたのかとのご意見も賜りました。こうしたご意見を真摯に受けとめ、今後とも説明責任を果たしつつ、広く議会、町民の皆様にご納得いただける予算執行を心がけてまいります。

篠栗町の将来のさらなる発展と自主財源確保を目指す篠栗北地区産業団地整備事業等につきましては、いよいよ造成工事完了まで8か月弱となり、造成後の形が見え始めました。残りの3区画については、重点的に交渉を進めている企業について、できるだけ早期に企業立地協定を締結し、ご報告できるよう努力してまいります。事業については、篠栗北地区産業団地の整備が全て完了し、企業の操業が始まる2021年度以降の姿を見据えて、これからもしっかりと計画的に進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

令和元年度補正予算におきまして、今回補正の目玉ともいふべき災害時支援のためのトイレトレーラー購入の決定をいただきました。財源には、緊急防災減災事業債を充て、できるだけクラウドファンディングによる寄附金も集めて、広く町内外の企業や個人に関心を持ってもらうことを狙った取り組みでございます。糟屋地区の市町長においても、順次取り組むことを検討したいとのご意見をいただきました。防災意識をさらに高め、いざ災害が発生した際には、避難所への支援等を互いに助け合うことのできる糟屋地区でありたいと糟屋地区市町長協議会の思いでございます。まず、本町と須恵町が9月議会定例会において、予算を可決いただき購入することとなりました。年内には、トイレトレーラーが完成し、町に来る見込みでございますので、皆様にもご報告できると思います。

さて、9月11日に新たな安倍改造内閣がスタートいたしました。新内閣が我々地方にどのような力を発揮していただけるのか、注視してまいりたいと思います。また、日本と近隣諸国の関係において緊張感が高まる中、アジアのゲートウェ

イと言われる九州北部に位置する福岡市近郊の我が町、篠栗町の将来像とどう形づくるか、今後とも議員各位をはじめ、町民の皆様とともにしっかりと議論しながら町政運営を進めてまいります。これからも、こうした広い視野を持って、議会とともに篠栗町における諸課題解決に向けて努力してまいりたいと考えますので、議会におかれましても、自治の両輪として、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和元年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもって、令和元年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時10分